

公立大学法人島根県立大学職員給与規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 23 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学職員就業規則(平成 19 年規則第 3 号。以下「就業規則」という。)第 20 条の規定に基づき、就業規則の適用を受ける職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料、賞与及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

4 諸手当は、管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当、しまね地域マイスター指導手当及び非常勤講師担当手当とする。

(給与の支給日等)

第 3 条 給料は、毎月 15 日(8 月にあつては 12 日)に支給する。ただし、その日が所定休日(公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(平成 19 年規程第 21 号。以下「勤務時間規程」という。))第 7 条第 1 項に規定する所定休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い所定休日でない日に支給する。

2 給料は毎月末を締切日とし、各月の末日までに欠勤、短時間勤務等の事由により前項の規定に基づき支給した給料と本来支給すべき給料との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の給料においてこれを清算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その清算時期を遅らせることができる。

3 賞与は、第 17 条第 3 項に規定する場合を除き、毎年 6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が所定休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い所定休日でない日に支給する。

4 管理職手当、産業医手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、給料の支給日に支給する。

5 時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、入試問題作成等手当、大学入学共通テスト手当、面接担当手当、公開講座担当手当、リカレント教育手当、大学院留学生研究指導手当、しまね地域マイスター指導手当及び非常勤講師担当手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、翌々月に支給することができる。

6 職員が勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当は、同項の規定により時間外勤務代休時間が指定された月の翌日の給料の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情が存在する場合には、その翌々月に支給するこ

とができる。

7 第1項及び前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる非常の場合の費用に充てるため請求があった場合には、既往の勤務に対する給料及び諸手当を速やかに支給する。職員が退職し、若しくは解雇されたとき、又は法人が特に必要と認めたときも同様とする。

(1) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚若しくは出産し、疾病にかかり、災害に遭い、又は死亡した場合

(2) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支給原則等)

第4条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料

(4) 雇用保険料

(5) 前各号に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与からの控除が認められたもの

3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第5条 月の途中で、職員となった者、昇格、昇給等により給料の額に変動を生じた者及び退職し、又は解雇された者の給料は、日割計算に基づき、これを支給する。

2 前項の日割計算は、その期間の総日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が死亡したときは、その月の末日まで勤務したものとして、給料を支給する。

4 前3項の規定は、管理職手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第6条 第25条、第26条及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額を1年間における1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定により勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した給与の確定金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第2章 給料

(給料の支給)

第8条 給料は、その者の職務に応じ、次条の給料表に定める職務の級及び号給に基づき、

これを支給する。

(給料表)

第9条 給料表の種類及びその適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 大学教育職給料表（別表第1） 教授、准教授、講師、助教及び助手に対して適用する。

(2) 一般職給料表（別表第2） 大学教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に対して適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第3に定めるところにより給料表に定める職務の級に分類する。

(初任給)

第10条 新たに職員として採用した者の初任給は、別表第4に定める号給を基礎として、他の職員との均衡を考慮しつつ、その者の学歴免許等の資格、職務経験等に応じて、決定するものとする。

(昇格)

第11条 昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、これを昇格させるものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の昇格後の号給欄に定める号給とする。

(昇給)

第12条 職員の昇給は、1月1日に、同日前1年間に於ける次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 勤務成績が良好である職員 A

(2) 勤務成績がやや良好でない職員 B

(3) 勤務成績が良好でない職員 C

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ）の昇給を行う場合における昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、これを決定するものとする。

3 大学教育職給料表の適用を受ける職員にあっては57歳、一般職給料表の適用を受ける職員にあっては55歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後の昇給は行わないものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができないものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、財務状況の悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を延期し、又は昇給を行わないことがある。

(特別の場合の昇給)

第13条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は重度障害を有することとなった場合には、死亡し、又は重度障害を有することとなった日において、昇給をさせることができる。

(降格)

第14条 降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級にこれを降格す

る。

- 2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日における号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

（復職時等における号給の調整）

第 15 条 就業規則第 14 条第 1 項の規定により休職にされた職員が復職し、又は勤務時間規程第 21 条の育児休業若しくは勤務時間規程第 22 条の介護休業をした職員若しくは勤務時間規程第 19 条第 1 号若しくは第 2 号の休暇のため引き続き勤務しなかった職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業若しくは介護休業の期間又は休暇の期間を別表第 6 に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は職務に復帰した日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日以後における最初の 1 月 1 日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の調整額）

第 16 条 職務の複雑さ、困難さ、責任の程度、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職員と比べて著しく特殊な職員については、その職務の特殊性に基づき、給料の調整を行うことができる。

- 2 前項の規定による給料の調整を行う職は、別表第 7 に定める職とする。

- 3 給料の調整額は、当該職員の職務の級に応じて、別表第 8 に掲げる調整基本額（その額が給料月額 100 分の 4.5 を超えるときは、給料月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に別表第 7 の調整数を乗じて得た額とする。

第 3 章 賞与

（賞与の支給）

第 17 条 賞与は、毎年 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下「基準日」という。）に法人に在籍する職員に対して支給する。基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、賞与を支給しない。

- (1) 基準日（基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において就業規則第 14 条第 1 項の規定に基づく休職期間中の職員のうち、給与の支給を受けていない者
- (2) 基準日等において就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職中の者
- (3) 基準日等において就業規則第 35 条第 3 号に規定する停職期間中の者
- (4) 基準日の 1 か月前の日から支給日までの間に、就業規則第 28 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第 2 項第 4 号の規定に基づき懲戒解雇された者

- 3 支給日において前項第 4 号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。

（期末手当）

第 18 条 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 112.5 を乗じて得た額に、基準日以

前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6 か月	100 分の 100
5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月未満	100 分の 30

- 2 前項の期末手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額
の合計額とする。
- 3 別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料
の月額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して 100 分の 20 を超えない範囲内で
別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、
その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加
算した額）を加算した額を第 1 項の期末手当基礎額とする。

（勤勉手当）

第 19 条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者
の勤務成績に応じて別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合
において、勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日等
において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額を超
えてはならない。

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

- 2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月
額とする。
- 3 前条第 3 項の規定は、第 1 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、
前条第 3 項中「前項」とあるのは、「第 19 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。)に対して、これを支給する。

2 前項の管理職員の範囲については、別表第9に定めるとおりとし、管理職手当の月額、同表に定める額とする。

ただし、同表の区分の職を兼職する場合にあっては、上位の区分の額のみを支給するものとする。

3 管理職手当には、第26条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。

4 管理職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(業務災害に遭い、療養のため勤務しないことを法人が特に認めた場合を除く。)には、その月の管理職手当は支給しない。

(産業医手当)

第20条の2 産業医手当は、公立大学法人島根県立大学職員安全衛生管理規程(平成19年規程第28号)第4条に規定する産業医に選任された職員に対して、これを支給する。

2 産業医手当の月額は、1事業場あたり10,000円とする。

(扶養手当)

第21条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、これを支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号のいずれかに該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(大学教育職給料表5級の適用を受ける職員にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、扶養親族である子の中に、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合、その扶養手当の月額は、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を、同項の規定による額に加算した額とする。

5 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

6 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月(事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して1月を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

(住居手当)

第 22 条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含み、法人又は島根県が設置した宿舍を除く。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃(使用料を含む。共益費、駐車場使用料を除く。以下同じ。)を支払っている職員に対して、これを支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

(2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)を 11,000 円に加算した額

3 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、住居手当について準用する。

(通勤手当)

第 23 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 支給単位期間につき、別表第 10 に定める額とする。

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額(1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

3 勤務地を異にする異動又は勤務地の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務地に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員であつて、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上又は通勤時間が 90 分以上であるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その

他の交通機関等(以下「特別急行列車等」という。)でその利用が次に掲げる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額と前項の規定による額の合計額とする。

- (1) 特別急行列車等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)の利用により通勤時間が30分以上短縮されること。
 - (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用して通勤するものとした場合における自動車等の使用距離が、当該道路を利用しないで通勤するものとした場合における自動車等の使用距離に100分の125を乗じて得た距離を超えないこと。
- 4 第1項に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。
- 5 通勤手当は、支給単位期間(法人が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の第3条に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 8 職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の通勤手当は支給しない。
- 9 第21条第5項及び第6項の規定は、通勤手当について準用する。
- (単身赴任手当)

第24条 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が60キロメートル以上であるもののうち、単身で生活することを状況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地までの通勤距離が、60キロメートル未満となった場合には、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が80キロメートル以上である職員にあつては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
- (1) 80キロメートル以上100キロメートル未満 5,000円
 - (2) 100キロメートル以上150キロメートル未満 8,000円
 - (3) 150キロメートル以上 10,000円

- 3 採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、

同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務地までの通勤距離が 60 キロメートル以上であるもののうち、採用の事情等を考慮して特に必要があると認められる者については、別に定めるところにより、単身赴任手当を支給することができる。

4 第 21 条第 5 項及び第 6 項の規定は、単身赴任手当について準用する。

(時間外勤務手当)

第 25 条 勤務時間規程第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられた職員には、これらの勤務を命じられた時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

(1) 超過勤務 100 分の 125(その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 150)

(2) 休日勤務 100 分の 135(その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 160)

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規定第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定に基づき、超過勤務又は休日勤務を命じられ、これらの勤務を命じられた時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 175) を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

3 勤務時間規程第 8 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜に行われた場合は、100 分の 175) から第 1 項各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 前 3 項の規定にかかわらず、管理職員には、時間外勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

第 26 条 勤務時間規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、深夜に勤務することを命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額の夜間勤務手当を支給する。ただし、前条の規定により、深夜に勤務を命じられた時間を含めて、時間外勤務手当が支給される場合は、夜間勤務手当は支給しない。

(宿日直手当)

第 26 条の 2 所轄労働基準監督署長の許可を受け、勤務時間規定第 9 条の規定に基づき、宿直又は日直の勤務を命じられた職員には、その勤務 1 回につき 6,100 円の宿日直手当を支給する。

2 前項の勤務は前 2 条の勤務には含まれないものとする。

(入試問題作成等手当)

第 27 条 入試問題作成等手当は、入学試験問題(AO入学試験における課題及び総合政策学部における自己推薦入学試験の総合問題を含む。以下同じ。)の作成等担当委員を命じられた職員が、入学試験問題の作成、採点等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 一般選抜試験（大学院の一般選抜試験を除く。）及び自己推薦入学試験における業務（小論文に係る業務を除く。）

ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 40,000 円

イ 入学試験問題の作成補助（入学試験問題の作成を行った者以外の者が行う入学試験問題の検討、点検等の業務をいう。次号において同じ。） 1 教科につき 8,000 円

ウ 採点（自己推薦入学試験におけるレポート採点を含む。） 1 日につき 5,000 円

(2) 前号に該当する業務以外の入学試験業務

ア 入学試験問題の作成 1 教科につき 5,000 円

イ 入学試験問題の作成補助 1 教科につき 1,000 円

ウ 採点（AO入学試験におけるレポート採点を含む。） 1 日につき 5,000 円

3 職員が同一の試験の同一の教科について入学試験問題の作成の業務及び入学試験問題の作成補助の業務のいずれにも従事した場合は、当該教科については、入学試験問題の作成の業務に係る手当を支給し、入学試験問題の作成補助の業務に係る手当は支給しない。

（大学入学共通テスト手当）

第 27 条の 2 大学入学共通テスト手当は、教員が大学入学共通テストの試験監督者等の職を兼ね、大学入学共通テスト当日に当該試験監督者等としての業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 15,000 円とする。

（面接担当手当）

第 27 条の 2 の 2 面接担当手当は、教員が入学試験における面接の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき以下の各号に定める額とする。

(1) 面接を所定休日に行った場合 8,000 円

(2) 面接を所定休日以外に行った場合 4,000 円

（公開講座担当手当）

第 27 条の 3 公開講座担当手当は、職員が、公開講座の講師の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、別表第 11 に定める額とする。

（リカレント教育手当）

第 27 条の 4 リカレント教育手当は、教員が所定休日又は夜間（午後 8 時以後の時間をいう。）において、リカレント教育に係る授業（授業以外のリカレント教育に係る講義、演習等のうち理事長が別に定めるものを含む。以下この条において同じ。）に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、授業 1 回につき 7,000 円（授業の時間が 1 時間以内の場合にあつては 3,500 円）とする。

3 リカレント教育手当には、第 26 条に規定する夜間勤務手当が含まれるものとする。

4 非常勤講師担当手当の支給要件に該当する授業を担当した場合は、当該授業に関してはこれらの手当を支給し、リカレント教育手当は支給しない。

（大学院留学生研究指導手当）

第 27 条の 5 大学院留学生研究指導手当は、大学院留学生が学位認定された場合に、主たる

指導教員として学術論文作成指導の完成に至るまでの一連の指導業務に従事した当該学生が所属する課程の職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 大学院博士後期課程 指導した留学生 1 人につき 60,400 円

(2) 大学院博士前期課程 指導した留学生 1 人につき 30,200 円

(3) 前 2 号の規定に関わらず、1 名の留学生に対し複数名の指導教員を認定した場合にあっては、前 2 号の手当の額は別表第 12 に定める額とする。

(しまね地域マイスター指導手当)

第 27 条の 6 しまね地域マイスター指導手当は、教員が地域共生演習を開講し、しまね地域マイスター指導の業務に従事した学期（島根県立大学学則（平成 12 年 4 月規程第 1 号）第 11 条に規定する学期をいう。）の各月に支給する。

2 前項の手当の額は、1 月につき 8,000 円とする。

3 しまね地域マイスター指導手当は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までに行った地域共生演習について支給する。

第 28 条 削除

(非常勤講師担当手当)

第 29 条 非常勤講師担当手当は、職員が公立大学法人島根県立大学の非常勤講師の職を兼ね、当該非常勤講師としての授業に従事した場合に支給する。ただし、教員が、教員と同一キャンパスに属する学生のみが対象となる授業に従事した場合には支給しない。

2 前項の手当の額は、授業 1 回につき、次の表に定める額とする。

従事者の職名	手当の額
教授	9,800 円
准教授	9,100 円
教授及び准教授以外の者	8,400 円
事務職員	7,000 円

注 授業時間が 1 時間以内の場合にあっては、この表に掲げる額の 2 分の 1 の額とする。

第 5 章 給与の特例等

(休職期間中の給与)

第 30 条 職員が業務災害に遭い、療養のため、就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が結核性疾患にかかり就業規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき休職にされた場合には、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を、結核性疾患以外の心身の故障により同号に基づき休職にされたときはその休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

4 職員が就業規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定に基づき休職にされたときは、その休職の期

間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。ただし、その原因である災害が業務災害であると認められるときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

(給与の減額)

第 31 条 職員が勤務しなかった場合には、他に別段の定めのない限り、勤務 1 時間当たりの給与額にその勤務しなかった時間数を乗じて得た額を減額して、給与を支給する。

(特例)

第 32 条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号。以下「公益法人等派遣法」という。)第 2 条第 1 項の規定に基づき島根県から派遣された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、公益法人等派遣法第 2 条第 1 項の規定に基づく法人と島根県との間の取決めにおいて定めるところによる。

2 任期を定めて雇用された職員の給与は、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

第 6 章 補則

(給与の改定)

第 33 条 この規程に定める給与の額は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように、これを改定するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第 34 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の口座振込の同意に係る経過措置)

2 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 59 条第 2 項の規定により法人がその身分を承継した職員(以下「承継職員」という。)のうち、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてその同意に基づき島根県から給与の口座振込を受けていた者については、当該同意をこの規程第 4 条第 3 項の規定に基づく同意とみなすことができる。

(施行日における承継職員の職務の級及び号給)

3 承継職員(施行日に昇任又は降任をした職員を除く。)の施行日における職務の級及び号給は、その者が施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和 29 年島根県条例第 6 号。以下「県立学校条例」という。)の規定により決定されていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。

4 施行日に昇任又は降任をした職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県立学校条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第 11 条又は第 14 条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。

(住居手当に係る経過措置)

5 承継職員のうち、施行日の前日において、県立学校条例第 19 条の 2 の規定に基づき住居手当の支給を受けていた者であって、引き続き同一の住居に居住するものに対する第 22 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号の規定中「職員(法人が設置した宿舎に入居することができない事情がある者に限る。)」とあるのは、「職員」と読み替える。

(給料月額に関する経過措置)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第77号)附則第8項から第10項までの規定の適用を受けていた者については、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。なお、同条例附則第8項第1号の表中

給料表	職務の級	号給
給与条例別表第1の	1級	1号給から52号給まで
高等学校等教育職給料表	2級	1号給から32号給まで

とあるのは

給料表	職務の級	号給
大学教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで

とする。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 7 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、第16条に規定する給料の調整額の支給を受ける職員に対して、同条の規定による給料の調整額のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県人事委員会規則第8号)附則第9項及び第10項の規定に準じて算出した額の給料の調整額を支給する。

(管理職手当に関する経過措置)

- 8 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間、第20条に規定する管理職手当の支給を受ける職員に対して、同条の規定による管理職手当のほか、県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成19年島根県人事委員会規則第12号)附則第2項から第4項までの規定に準じて算出した額の管理職手当を支給する。

(職員の給与の特例)

- 9 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の給料月額は、第8条の規定にかかわらず、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額とし、第18条第2項の期末手当基礎額の算定について同条第3項の加算を受けることができない職員の賞与及び勤務1時間当たりの給与額(第31条に規定するものを除く。)の算出の基礎となる給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の10
- (2) 管理職員(前号に掲げる者を除く。) 100分の8
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の6

- 10 附則第6項の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、「の給料月額」とあるのは「の給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額」と、

「第8条」とあるのは「第8条及び附則第6項」と、「定める額から当該額に次の」とあるのは「定める額と附則第6項の規定による給料の額との合計額から当該合計額に次の」と、「給料月額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該額」とあるのは「給料月額と附則第6項の規定による給料の額の合計額は、別表第1又は別表第2に定める額から当該合計額」とする。

- 11 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間、職員の管理職手当の額は、第20条第2項及び附則第8項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の25

(2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の20

- 12 平成19年12月1日から平成22年12月10日までの間、基準日以前6箇月以内の期間において外部資金を受けて行う業務に従事した職員のうち、理事長が、別に定める基準に基づき法人としての成果の向上に貢献をしたと認める者の期末手当の額は、第18条の規定により算出した額に、50,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を加算した額とする。

- 13 12月に支給する期末手当の額は、教員個人評価に基づき前年度の活動に対して高い評価を得た者のうち理事長が別に定める者にあつては、第18条の規定により算出した額に、理事長が別に定める額を加算した額とする。

- 14 平成22年12月に支給する期末手当において、給与規程附則第12項及び第13項のいずれにも該当する職員は、いずれか高い額となる附則のみ適用する。

- 15 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、職員の管理職手当の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる管理職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 管理職員のうち別表第9の1種又は2種の区分の適用を受ける者 100分の12.5

(2) 管理職員（前号に掲げる者を除く。） 100分の10

- 16 平成27年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下「特定職員」という。）の給料月額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、第8条及び第9条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額とする。ただし、退職手当の算出の基礎となる給料月額は、第8条及び第9条第1項の規定により定められる額とする。

給料表	職務の級
大学教育職給料表	4 級
一般職給料表	6 級

- 17 平成 27 年 3 月 31 日までの間、前項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が前項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後の管理職手当は、第 20 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 18 令和 4 年 4 月 1 日から当分の間、令和 4 年 4 月 1 日（以下この項において「切替日」という。）の前日に助手の職務に従事する職員のうち、切替日以降も引き続き助手の職務に従事する職員について、その者が受ける給料月額は、第 8 条及び第 9 条の規定にかかわらず、別表第 1 の 2 級を適用する。

附 則

（施行期日等）

- この改正は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定（公開講座担当手当に係る部分に限る。）、第 27 条の 3 を加える改正規定並びに附則第 9 項及び第 11 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 21 条第 3 項、別表第 1、別表第 2、別表第 5 及び別表第 7 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 改正後の別表第 6 の規定は、平成 19 年 8 月 1 日以後の育児休業の期間に係る調整について適用し、同日前の育児休業の期間に係る調整については、なお従前の例による。
（平成 19 年 12 月に管理職員に対して支給する期末手当に関する特例）
- 平成 19 年 12 月に管理職員（別表第 9 の 1 種、2 種又は 3 種の区分の適用を受ける者に限る。）に対して支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定については、同項中「100 分の 150」とあるのは、「100 分の 140」とする。

附 則

（施行期日等）

- この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 2 条及び第 3 条の規定（面接担当手当に係る部分に限る。）並びに第 27 条の 2 の 2 の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項（特例期間に係る部分に限る。）、第 11 項（特例期間に係る部分に限る。）及び別表第 9 の改正規

定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 140」とあるのは、「100 分の 125 (第 20 条第 1 項に規定する管理職員以外の職員にあっては、100 分の 135)」とする。

(平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成 21 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定の適用については、同項中、「100 分の 67.5」とあるのは、「100 分の 62.5」とする。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、附則第 9 項及び第 11 項の改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
(平成24年 4 月 1 日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 2 この改正の施行の日前に55歳に達した職員に対する改正後の公立大学法人島根県立大学職員給与規程附則第16項及び第17項の規定の適用については、第16項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成24年 4 月 1 日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とし、第17項中「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成24年 4 月 1 日」と、「55歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 25 年 1 月 7 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 24 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 2 月 2 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)
- 2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する改正後の第 19 条第 1 項の規定については、同項中「100 分の 65」とあるのは、「100 分の 75」とする。
(給与の内払)
- 3 改正前の規程に基づいて、平成 26 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員について、その者が受ける給料月額が、次項に定める給料月額に達しないこととなるものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日の前日 の給料月額は、第 9 条第 1 項に規定する額とする。この場合において、切替日の前日に特定職員であった職員にあっては、切替日の前日において受けていた給料月額を平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 16 項本文の規定の例により減じて得た給料月額とし、かつ、切替日の前日において職員給与規程平成 19 年 4 月 1 日施行に係る附則第 6 項本文の規定の例による経過措置を受けていた職員にあっては、当該経過措置の額を減じて得た給料月額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、切替日以後に、その者が受ける給料月額が前項の給料月額に

達した日以後、第2項の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年12月9日から施行し、改正後の規定（第19条第1項の改正規定を除く）は平成27年4月1日から、第19条第1項の改正規定は平成27年12月1日から適用する。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第19条第1項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは、「100分の80」とする。

(給与の内払)

- 3 改正前の規定に基づいて、平成27年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成29年2月6日から施行する。ただし、第21条及び第23条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第9条及び第19条による改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の規程に基づいて、平成28年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円とする。）、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円とする。）とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の扶養手当の額は、改正後の第21条第3項の規定は適用せず、同条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 30 年 2 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 29 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成 31 年 2 月 4 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 18 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 30 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 5 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 2 月 3 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、平成 31 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
(令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 117.5」とあるのは、「100 分の 115」とする。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
(令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する改正後の第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 112.5」とあるのは、「100 分の 107.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和 5 年 1 月 30 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 11 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和 4 年 4 月 1 日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

別表第1（第9条第1項関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	179,088	221,570	282,877	329,788	408,712
2	181,202	223,885	285,897	332,707	411,027
3	183,215	226,100	288,715	335,727	413,443
4	185,229	228,315	291,534	338,747	415,960
5	187,041	230,429	294,151	341,969	418,074
6	189,457	232,543	296,567	344,385	420,590
7	191,873	234,757	298,782	347,002	422,805
8	194,289	236,871	301,097	349,418	425,322
9	196,805	239,187	303,614	352,136	427,033
10	199,322	241,603	306,030	354,854	429,550
11	202,040	244,019	308,446	357,572	431,865
12	204,658	246,435	310,963	360,592	434,181
13	207,074	248,549	313,278	363,411	435,590
14	208,986	250,965	315,292	365,324	437,805
15	210,798	253,381	317,305	367,538	440,019
16	212,812	255,797	319,016	370,055	442,335
17	214,825	257,810	321,231	372,068	444,449
18	216,536	260,931	323,043	374,283	446,865
19	218,348	264,052	325,056	376,397	449,180
20	220,060	267,172	326,768	378,310	451,596
21	221,872	270,092	328,479	380,122	453,710
22	223,784	273,112	330,895	381,934	456,026
23	225,697	276,031	333,110	383,444	458,442
24	227,610	278,951	335,526	384,652	460,757
25	229,422	281,568	337,539	386,061	462,770
26	231,536	284,185	339,553	387,873	464,985
27	233,650	286,702	341,667	389,685	467,099
28	235,764	289,319	344,083	391,598	469,314
29	237,677	291,937	346,297	393,511	471,428
30	239,891	294,252	348,411	395,222	473,743
31	242,207	296,467	350,324	396,933	475,958
32	244,522	298,782	352,136	398,645	478,072
33	246,737	300,997	354,049	400,255	479,985
34	248,549	303,212	355,962	402,067	482,099
35	250,260	305,728	357,673	403,578	484,414
36	251,972	307,943	359,183	405,390	486,629
37	253,482	310,460	360,794	406,497	488,743
38	254,992	311,768	362,807	408,108	490,756
39	256,401	313,480	364,921	409,618	492,669

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
40	257,911	314,889	366,834	411,128	494,581
41	259,824	316,600	368,746	412,034	496,595
42	261,434	317,104	370,659	413,644	498,507
43	262,844	317,607	372,471	415,154	500,219
44	264,354	318,110	374,283	416,765	502,131
45	265,562	318,916	376,095	418,074	504,044
46	267,072	319,922	377,907	419,684	505,856
47	268,682	320,728	379,417	421,094	507,668
48	269,991	321,734	381,229	422,704	509,581
49	271,400	322,540	382,739	424,114	511,292
50	271,904	323,446	384,350	425,422	513,004
51	272,407	324,251	385,961	426,731	514,816
52	273,112	325,056	387,672	428,040	516,728
53	273,615	326,164	388,779	428,745	518,339
54	274,118	326,969	390,289	429,751	519,950
55	274,622	327,674	391,699	430,657	521,661
56	275,125	328,479	393,309	431,563	523,272
57	275,628	328,983	394,618	432,469	524,882
58	276,736	329,687	396,027	433,375	526,191
59	277,642	330,593	397,336	434,281	527,500
60	278,649	331,399	398,846	435,187	528,708
61	279,555	332,405	400,155	436,093	529,916
62	280,561	333,412	401,564	436,999	530,923
63	281,467	334,519	403,074	438,006	531,929
64	282,373	335,627	404,584	439,113	532,936
65	283,179	336,331	405,591	440,019	533,540
66	283,883	337,439	406,698	441,026	534,446
67	284,890	338,143	407,705	442,033	535,352
68	285,796	339,251	408,812	442,939	536,258
69	286,299	339,855	409,819	443,945	537,164
70	287,105	340,962	410,725	444,952	537,969
71	287,910	341,868	411,530	445,858	538,674
72	288,816	342,975	412,336	446,865	539,177
73	289,621	343,277	413,141	447,871	539,882
74	290,729	344,284	414,047	448,777	540,385
75	291,836	345,291	414,852	449,683	541,191
76	292,843	346,297	415,658	450,690	541,795
77	293,346	347,304	416,362	451,495	542,298
78	294,353	348,311	416,765	451,999	
79	295,259	349,217	417,067	452,703	
80	296,165	350,123	417,369	453,308	
81	297,071	351,129	417,671	454,113	
82	297,977	352,136	417,973	454,818	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
83	298,883	353,143	418,174	455,120	
84	299,789	354,150	418,476	455,724	
85	300,292	354,754	418,778	456,126	
86	301,097	355,358	419,080	456,428	
87	301,903	355,962	419,382	456,730	
88	302,809	356,566	419,684	457,032	
89	303,413	357,170	419,886	457,334	
90	304,017	357,572	420,188		
91	304,722	357,975	420,490		
92	305,326	358,478	420,792		
93	306,030	358,982	420,993		
94	306,634	359,384	421,295		
95	307,238	359,888	421,597		
96	307,842	360,391	421,899		
97	308,547	360,995	422,100		
98	309,151	361,498	422,402		
99	309,755	361,901	422,704		
100	310,359	362,404	422,906		
101	310,762	362,807	423,107		
102	311,064	363,310	423,409		
103	311,366	363,612	423,711		
104	311,768	364,116	423,912		
105	312,070	364,619	424,114		
106	312,473	365,022			
107	312,775	365,525			
108	313,077	366,028			
109	313,480	366,431			
110	313,782	366,934			
111	314,184	367,438			
112	314,587	367,840			
113	314,889	368,243			
114	315,292	368,646			
115	315,594	369,149			
116	315,896	369,552			
117	316,097	369,954			
118	316,399	370,357			
119	316,802	370,860			
120	317,204	371,263			
121	317,406	371,565			
122	317,708	371,968			
123	318,110	372,471			
124	318,513	372,773			
125	318,714	373,176			

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
126	318,916	373,679			
127	319,218	374,182			
128	319,620	374,585			
129	319,822	374,988			
130	320,124				
131	320,526				
132	320,728				
133	320,929				
134	321,231				
135	321,634				
136	321,835				
137	322,036				
138	322,238				
139	322,439				
140	322,741				
141	323,144				
142	323,446				
143	323,748				
144	324,050				
145	324,452				
146	324,754				
147	324,956				
148	325,258				
149	325,660				
150	325,962				
151	326,264				
152	326,466				
153	326,768				
154	327,070				
155	327,372				
156	327,674				
157	327,875				

別表第2（第9条第1項関係）

一 般 職 給 料 表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	151,102	199,825	235,965	267,776	292,641	321,332	365,324
2	152,210	201,638	237,576	269,488	294,856	323,546	367,941
3	153,418	203,450	239,086	270,998	296,970	325,862	370,357
4	154,525	205,262	240,596	272,810	298,983	328,077	372,974
5	155,632	206,772	241,905	274,521	300,795	330,291	374,887
6	156,740	208,584	243,515	276,333	302,809	332,305	377,404
7	157,847	210,396	245,025	278,145	304,621	334,519	379,719
8	158,954	212,208	246,535	280,159	306,232	336,734	382,236
9	159,961	213,818	247,643	282,071	308,144	338,647	384,652
10	161,370	215,630	249,153	284,085	310,460	340,861	387,370
11	162,679	217,442	250,663	285,997	312,674	342,875	389,987
12	163,988	219,254	251,972	287,910	314,990	345,089	392,705
13	165,196	220,664	253,482	289,823	317,104	346,901	395,121
14	166,706	222,476	254,690	291,635	319,218	348,915	397,437
15	168,216	224,187	255,998	293,145	321,432	350,928	399,651
16	169,826	225,999	257,206	294,554	323,546	352,942	402,067
17	170,934	227,610	258,515	296,366	325,459	354,653	403,880
18	172,343	229,321	259,924	298,379	327,473	356,666	405,893
19	173,752	230,932	261,334	300,493	329,486	358,478	407,806
20	175,162	232,442	262,844	302,507	331,499	360,391	409,618
21	176,471	233,751	264,454	304,420	333,211	362,304	411,530
22	178,987	235,361	266,166	306,534	335,325	364,216	413,342
23	181,504	236,972	267,776	308,547	337,338	366,230	415,154
24	184,021	238,482	269,387	310,661	339,452	368,142	417,067
25	186,437	239,489	271,199	312,372	340,861	370,156	418,879
26	188,148	240,999	273,011	314,486	342,774	372,068	420,389
27	189,759	242,307	274,722	316,500	344,687	374,082	421,899
28	191,470	243,515	276,434	318,513	346,599	376,095	423,510
29	192,980	244,723	278,045	320,224	348,210	377,605	425,120
30	194,691	245,730	279,756	322,238	350,123	379,417	426,429
31	196,503	246,737	281,568	324,352	352,035	381,229	427,738
32	198,215	247,743	283,078	326,466	353,848	382,840	428,946
33	199,825	248,851	284,286	327,674	355,760	384,652	430,154
34	201,235	249,757	285,997	329,687	357,572	386,061	431,463
35	202,745	250,663	287,608	331,600	359,384	387,571	432,771
36	204,255	251,670	289,319	333,714	361,096	389,182	433,979
37	205,564	252,576	290,930	335,627	362,505	390,591	435,187
38	206,872	253,884	292,641	337,539	363,814	391,799	435,993
39	208,080	255,092	294,453	339,553	365,223	393,007	436,798
40	209,389	256,401	296,265	341,465	366,632	394,115	437,603

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
41	210,698	257,710	297,775	343,378	367,941	395,222	438,207
42	212,006	259,119	299,487	345,291	368,847	396,430	438,912
43	213,315	260,327	300,997	347,103	369,954	397,638	439,617
44	214,624	261,535	302,608	349,015	371,062	398,745	440,321
45	215,731	262,642	304,218	350,525	371,867	399,450	441,127
46	217,040	263,850	305,930	351,935	372,773	400,155	441,932
47	218,348	265,159	307,540	353,445	373,679	400,859	442,335
48	219,657	266,266	309,252	354,955	374,585	401,564	443,039
49	220,664	267,374	310,158	356,566	375,491	402,168	443,543
50	221,771	268,380	311,668	357,371	376,296	402,772	443,945
51	222,778	269,588	313,178	358,579	377,102	403,276	444,348
52	223,784	270,696	314,788	359,586	377,907	403,678	444,751
53	224,791	271,702	316,399	360,492	378,612	404,081	445,153
54	225,697	272,709	318,010	361,599	379,317	404,383	445,556
55	226,603	273,816	319,620	362,505	380,021	404,685	445,959
56	227,509	274,924	321,130	363,612	380,726	404,987	446,261
57	227,811	275,830	322,640	364,518	381,229	405,289	446,563
58	228,617	276,837	323,848	365,223	381,833	405,591	446,965
59	229,321	277,743	325,056	365,928	382,437	405,893	447,267
60	230,026	278,850	326,264	366,632	383,142	406,195	447,569
61	230,731	279,957	326,969	367,035	383,545	406,497	447,871
62	231,536	280,964	327,875	367,639	384,249	406,799	
63	232,241	281,870	328,681	368,344	384,853	407,101	
64	232,845	282,877	329,486	369,048	385,457	407,403	
65	233,449	283,380	330,392	369,350	385,860	407,705	
66	234,053	284,286	330,795	370,055	386,464	408,007	
67	234,657	284,991	331,499	370,760	387,068	408,309	
68	235,361	285,897	332,305	371,464	387,672	408,611	
69	236,066	286,903	333,110	371,766	388,075	408,812	
70	236,670	287,709	333,815	372,370	388,578	409,114	
71	237,173	288,514	334,519	373,075	389,081	409,416	
72	237,878	289,319	335,224	373,679	389,685	409,718	
73	238,583	290,125	335,727	373,981	389,987	409,920	
74	239,187	290,628	336,331	374,585	390,390	410,222	
75	239,791	291,031	336,835	375,290	390,793	410,524	
76	240,294	291,534	337,439	375,894	391,195	410,725	
77	240,898	291,735	337,741	376,296	391,497	410,926	
78	241,603	292,037	338,244	376,800	391,799	411,228	
79	242,307	292,239	338,647	377,404	392,101	411,530	
80	242,811	292,641	339,150	377,907	392,403	411,732	
81	243,314	292,843	339,553	378,411	392,605	411,933	
82	243,918	293,044	340,056	379,015	392,907	412,235	
83	244,522	293,447	340,559	379,518	393,209	412,537	
84	245,025	293,749	341,063	379,820	393,410	412,738	

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
85	245, 529	294, 051	341, 365	380, 223	393, 611	412, 940	
86	246, 133	294, 353	341, 767	380, 726	393, 913		
87	246, 737	294, 655	342, 271	381, 129	394, 215		
88	247, 240	295, 057	342, 673	381, 531	394, 417		
89	247, 743	295, 359	342, 975	381, 934	394, 618		
90	248, 247	295, 762	343, 378	382, 437	394, 920		
91	248, 549	296, 064	343, 881	382, 840	395, 222		
92	248, 951	296, 467	344, 284	383, 243	395, 423		
93	249, 253	296, 668	344, 485	383, 545	395, 625		
94		296, 869	344, 888				
95		297, 171	345, 391				
96		297, 574	345, 794				
97		297, 775	345, 995				
98		298, 077	346, 398				
99		298, 480	346, 801				
100		298, 883	347, 103				
101	299, 084	347, 405					
102		347, 807					
103		348, 210					
104		348, 613					
105		349, 116					
106		349, 519					
107		349, 921					
108		350, 324					
109	301, 500	350, 827					
110		351, 230					
111		351, 532					
112		351, 834					
113	302, 809	352, 338					
114		352, 338					
115		352, 338					
116		352, 338					
117	303, 916	352, 338					
118		352, 338					
119		352, 338					
120		352, 338					
121	305, 124	352, 338					
122		352, 338					
123		352, 338					
124		352, 338					
125	306, 232						

別表第3（第9条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	助手
2 級	助教
3 級	講師
4 級	准教授
5 級	教授

(2) 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	主事、司書、保健師、看護師
2 級	主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師
3 級	係長、主任
4 級	室長、係長、主査、専門員
5 級	課長、室長
6 級	事務局次長、部長、事務部長、調整監
7 級	事務局長

別表第4（第10条関係）

(1) 大学教育職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
助手	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	1級49号給
	2 博士課程修了	1級41号給
	3 修士課程修了 大学6卒	1級25号給
	4 大学卒	1級13号給
助教	1 博士課程修了(大学6卒後の課程に限る。)	2級37号給
	2 博士課程修了	2級29号給
	3 修士課程修了 大学6卒	2級13号給
	4 大学卒	2級1号給
講師		3級1号給
准教授		4級1号給
教授		5級1号給

(2) 一般職初任給基準表

職務	学歴免許	基礎号給
主事、司書、保健師、看護師	1 大学卒	1級21号給
	2 短大卒	1級13号給
	3 高校卒	1級5号給
主任主事、主任司書、主任保健師、主任看護師		2級1号給
係長、主任		3級1号給
室長、係長、主査、専門員		4級1号給
課長、室長		5級1号給
事務局次長、部長、事務部長、調整監		6級1号給
事務局長		7級1号給

別表第5（第11条第2項関係）

(1) 大学教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	1
19	3	1	7	1
20	4	1	8	1
21	5	1	9	1
22	6	2	10	1
23	7	3	11	1
24	8	4	12	1
25	9	5	13	1
26	10	6	14	1
27	11	7	15	1
28	12	8	16	1
29	13	9	17	1
30	14	10	18	2
31	15	11	19	3
32	16	12	20	4
33	17	13	21	5
34	18	14	22	6
35	19	15	23	7
36	20	16	24	8
37	21	17	25	9
38	22	18	26	10
39	23	19	27	11
40	24	20	28	12
41	25	21	29	13
42	25	22	30	14

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
43	26	23	31	15
44	26	24	32	16
45	27	25	33	17
46	27	26	34	18
47	28	27	35	19
48	28	28	36	20
49	29	29	37	21
50	29	29	38	21
51	29	30	39	21
52	30	30	40	22
53	30	31	41	22
54	30	31	41	22
55	31	32	42	23
56	31	32	42	23
57	31	33	43	23
58	32	33	43	24
59	32	34	44	24
60	32	34	44	24
61	33	35	45	25
62	33	35	46	25
63	33	36	47	26
64	34	36	48	26
65	34	37	49	27
66	34	37	50	27
67	35	38	51	28
68	35	38	52	28
69	35	39	53	29
70	36	39	54	29
71	36	40	55	30
72	36	40	56	30
73	37	41	57	30
74	37	41	57	30
75	37	42	58	31
76	38	42	58	31
77	38	43	59	31
78	38	43	59	32
79	39	44	60	32
80	39	44	60	32
81	39	45	61	33
82	40	45	61	33
83	40	45	61	33
84	40	46	62	34
85	41	46	62	34
86	41	46	62	34

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
87	41	47	63	35
88	42	47	63	35
89	42	47	63	35
90	42	48	63	
91	43	48	63	
92	43	48	63	
93	43	49	63	
94	44	49	63	
95	44	49	63	
96	44	49	63	
97	45	50	63	
98	45	50	63	
99	45	50	63	
100	45	50	63	
101	46	51	63	
102	46	51	63	
103	46	51	63	
104	46	51	63	
105	47	52	63	
106	47	52		
107	47	52		
108	47	52		
109	48	53		
110	48	53		
111	48	53		
112	48	53		
113	49	53		
114	49	53		
115	49	54		
116	50	54		
117	50	54		
118	50	54		
119	51	54		
120	51	54		
121	51	55		
122	52	55		
123	52	55		
124	52	55		
125	53	55		
126	53	55		
127	53	56		
128	54	56		
129	54	56		
130	54			

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
131	55			
132	55			
133	55			
134	56			
135	56			
136	56			
137	57			
138	57			
139	57			
140	58			
141	58			
142	58			
143	59			
144	59			
145	59			
146	60			
147	60			
148	60			
149	61			
150	61			
151	61			
152	62			
153	62			
154	62			
155	63			
156	63			
157	63			

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

(2) 一般職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	25	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	26	43	45	53	47	31
62	26	43	45	54	47	31
63	27	44	45	55	48	31
64	27	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	28	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	32

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69	29	47	47	61	50	32
70	29	47	48	62	50	32
71	30	48	48	63	50	32
72	30	48	48	64	50	32
73	31	49	49	65	50	32
74	31	49	49	66	50	32
75	32	49	49	67	50	32
76	32	49	50	68	50	32
77	33	50	50	68	51	32
78	33	50	50	68	51	32
79	34	50	51	68	51	32
80	34	50	51	68	51	32
81	35	51	51	69	51	33
82	35	51	52	69	51	33
83	36	51	52	69	51	34
84	36	51	52	69	51	34
85	37	52	53	69	51	35
86	37	52	53	70	51	
87	38	52	53	70	51	
88	38	52	53	70	51	
89	39	53	54	71	52	
90	39	53	54	72	52	
91	40	53	54	73	52	
92	40	53	54	74	52	
93	41	53	55	75	53	
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

備考 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合の号給は、別に定める。

別表第 6（第 15 条関係）
休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
就業規則第 14 条第 1 号の規定による休職（その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	2 分の 2
就業規則第 14 条第 3 号又は第 4 号の規定による休職（第 4 号の規定によるものにあつては、その原因が業務災害であるものに限る。）の期間	
勤務時間規程第 19 条第 1 号の休暇の期間	
就業規則第 14 条第 2 号の規定による休職の期間（無罪の判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	
勤務時間規程第 21 条の育児休業の期間	
勤務時間規程第 22 条の介護休業の期間	3 分の 2
就業規則第 14 条第 1 号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間 勤務時間規程第 19 条第 2 号の休暇の期間	
就業規則第 14 条第 4 号の規定による休職（その原因が業務災害であるものを除く。）の期間	2 分の 1

別表第 7（第 16 条第 2 項及び第 3 項関係）
給料の調整額を支給する職及び調整数

勤務箇所	職	調整数
島根県立大学	1 教授、准教授、講師又は助教で、大学院研究科の授業を常時担当するもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究科の博士後期課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（別に定める者に限る。）	3. 0
	2 大学院担当教員のうち、博士後期課程を担当する者（1 に掲げる者を除く。）	2. 0
	3 大学院担当教員（1 及び 2 に掲げる者を除く。）	1. 0

別表第8（第16条第3項関係）
給料の調整額の調整基本額表

職務の級	調整基本額
2 級	10,482 円
3 級	11,879 円
4 級	12,678 円
5 級	14,974 円

別表第9（第20条第2項関係）

管理職手当を支給する職及び支給額

(1) 大学教育職給料表適用者

職 名	区分	支給額
学長代行 副学長（浜田） 副学長（出雲） 副学長（松江）	1 種	133,600円
国際関係学部長 地域政策学部長 看護栄養学部長 人間文化学部長	2 種	106,900円
北東アジア開発研究科長 看護学研究科長 短期大学部長	3 種	85,500円
北東アジア地域研究センター長 しまね地域国際研究センター長	4 種	64,100円
教務部長 学生生活部長 教務学生生活部長 看護栄養交流センター長 しまね地域共生センター長	5 種	53,400円
学科長 コース長	6 種	42,800円
別科長 魅力化推進本部の推進室長	7 種	32,100円
北東アジア地域研究センターの副センター長、基礎教養部長、指定委員会の委員長及び図書館長	8 種	21,400円

(2) 一般職給料表適用者

職 名	区分	支給額
事務局長	2 種	88,500 円
事務局次長 教育研究支援部長 事務部長	4 種	49,900 円
調整監	5 種	41,600 円

別表第10（第23条第1項第2号関係）
交通用具使用者通勤手当額表

通勤距離	自動4輪	自動2輪・自転車
2 k m以上 4 k m未満	2,100 円	1,000 円
4 k m以上 6 k m未満	3,500 円	1,700 円
6 k m以上 10 k m未満	5,500 円	2,700 円
10 k m以上 14 k m未満	7,900 円	3,900 円
14 k m以上 18 k m未満	10,200 円	5,100 円
18 k m以上 22 k m未満	12,500 円	6,200 円
22 k m以上 26 k m未満	14,700 円	7,300 円
26 k m以上 30 k m未満	16,800 円	8,400 円
30 k m以上 34 k m未満	18,900 円	9,400 円
34 k m以上 38 k m未満	21,000 円	10,500 円
38 k m以上 42 k m未満	23,000 円	11,500 円
42 k m以上 46 k m未満	25,100 円	12,500 円
46 k m以上 50 k m未満	27,100 円	13,500 円
50 k m以上 54 k m未満	29,100 円	14,500 円
54 k m以上 58 k m未満	31,000 円	15,500 円
58 k m以上 62 k m未満	33,000 円	16,500 円
62 k m以上 66 k m未満	34,900 円	17,400 円
66 k m以上 70 k m未満	36,900 円	18,400 円
70 k m以上 74 k m未満	38,800 円	19,400 円
74 k m以上 78 k m未満	40,700 円	20,300 円
78 k m以上	42,600 円	21,300 円

別表第 11（第 27 条の 3 第 2 項関係）

公開講座担当手当を支給する者及び支給額 (円)

区分			同一の年度において同一の講座を 1 回行う場合の支給額	同一の年度において同一の講座を複数回担当する場合の各回の支給額		
				1 回目から 2 回目まで	3 回目から 8 回目まで	9 回目から
1 人で講座を担当する場合			10,500 (5,300)	10,500 (5,300)	3,500 (1,800)	1,800 (900)
同一の講座を複数の者で担当する場合	主担当者		10,500 (5,300)	10,500 (5,300)	3,500 (1,800)	1,800 (900)
	副担当者	副担当者が 1 人のとき	5,300 (2,700)	5,300 (2,700)	1,800 (900)	900 (500)
		副担当者が 2 人以上のとき	3,500 (1,800)	3,500 (1,800)	1,200 (600)	600 (300)

注 1 () は、公開講座の開催時間が平日の 9 時から 18 時の時間である場合の支給額

- 2 同一の講座において、独立して講義を担当する者が複数ある場合は、そのいずれの者についても「主担当者」として取り扱うことができる。
- 3 同一の講座において、講義以外の業務を複数人で分担して担当する場合は、そのいずれの者についても「副担当者」として取り扱うものとする。

別表第 12（第 27 条の 5 第 3 項関係）

大学院留学生研究指導手当の額

区分	課程	手当の額
主たる指導教員として 2 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 40,300円
		副担当 20,100円
	大学院博士前期課程	主担当 20,100円
		副担当 10,100円
主たる指導教員として 3 名認定された場合	大学院博士後期課程	主担当 30,200円
		副担当 15,100円
		副担当 15,100円
	大学院博士前期課程	主担当 15,100円
		副担当 7,600円
		副担当 7,600円